

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービス提供開始にあたり、介護老人保健施設回寿苑(以下「施設」という。)が、利用者及び家族若しくは扶養者(以下「利用者等」という。)に説明すべき事項は以下のとおりです。

1、目的及び運営方針

介護保険法の基本理念に基づき、要介護又は要支援状態となられた利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とします。施設は目的を達するため、リハビリテーションを中心に明るい家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

2、事業者

事業者の名称	公立八女総合病院企業団
事業者の所在地	福岡県八女市高塚540番地2
法人種別	地方公共団体
代表者	田中 法瑞
電話番号	0943-23-4131
FAX番号	0943-22-3185
設立年月	昭和35年4月

3、事業所

施設の名称	介護老人保健施設 回寿苑
施設の所在地	福岡県八女市黒木町湯辺田270番地
施設長名	増田 一紀
電話番号	0943-42-3131
FAX番号	0943-42-3111
指定事業所番号	4052180108
開設年月	平成11年4月

4、施設の概要

(1)敷地及び建物

敷地	7,598.6㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート4階建て
	延べ床面積	5,596.4㎡

(2)居室

居室の種類	室数	面積	1人当りの面積
個室	14 室	281.00㎡	20.07㎡
2人部屋	2 室	53.50㎡	13.37㎡
4人部屋	18 室	662.50㎡	9.2㎡

(3)その他主な設備

場所	設備の種類	数	面積
1階	レクレーションルーム	1	94.22㎡
	機能訓練室	1	164.47㎡
	通所者用食堂ディルーム	1	253.88㎡
2階	食堂談話室	1	139.65㎡
	浴室	1	47.71㎡
	面会・面談室	1	18.29㎡
3階	食堂談話室	1	139.65㎡
	浴室	1	47.71㎡
	面会・面談室	1	18.29㎡
4階	展望浴室	1	146.31㎡

5、施設の職員体制 ()内は通所リハビリ及び介護予防通所リハビリ職員

職 種	常勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
医師	1			利用者の医学的管理・処置
看護職員	10(1)	1	1	看護的観察・処置
薬剤師		1		使用薬剤の管理
介護職員	30以上(3)	4~6(1)	3	日常生活介助
支援相談員	3以上			利用に関する相談・援助
セラピスト	5(2)			利用者の機能回復訓練指導
管理栄養士	1以上			給食の栄養管理・食事指導
介護支援専門員	1以上			利用者の介護計画立案
事務職員	3			苑の事務処理・施設管理
その他	1	2		理学療法士補助・運転手
合 計	55(6)以上	9(1)以上 (常勤換算 4.6)	4	

6、営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9時45分より16時15分まで 【別紙1】参照
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)

7、定員

通所定員	40名
------	-----

8、事業の実施地域

実施地域	八女市、広川町 *利用者様への負担や送迎の状況を考慮の上相談させて頂いております
------	---

9、保険証の確認

利用開始時及び毎月月初めのサービス利用時に、介護保険証・健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

10、(介護予防)通所リハビリテーションサービス

施設でのサービスは、利用者が自立した生活を営むことができるために立案された通所リハビリテーションサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、居宅サービス計画をもとに、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際利用者等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

サービス内容

- ・ 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ・ 食事(昼食)
- ・ 入浴(一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽などで対応します。ただし、身体の状態に応じて清拭(体を拭く)となる場合があります。)
- ・ 医学的管理・看護

※利用時間中は、他の病院を受診することはできません。受診が必要な場合は利用時間以外で受診していただくこととなります。受診の予定がある場合は、あらかじめ施設へご相談ください。

- ・ 介護
- ・ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ・ 相談援助サービス
- ・ 季節の特別な食事の提供
- ・ 外出行事や慰問

11、利用料金

(1)利用料金

利用料金については、(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書【別紙1】の通りです。

※負担割合は1割、2割又は3割になります。介護保険負担割合証をご確認ください。

(2)支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払下さい。なおお支払の方法は現金、銀行振込の2方法があります。

(3) キャンセル料

キャンセル料はいただいておりませんが、お休みになられる場合は、早めにご連絡をお願いいたします。

12、協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | | | |
|------|----------|-----|--------------------|
| ①名 称 | 公立八女総合病院 | 所在地 | 八女市高塚 540 番地 2 |
| ②名 称 | 筑水会病院 | 所在地 | 八女市吉田 1191 番地 |
| ③名 称 | 姫野病院 | 所在地 | 八女郡広川町大字新代 2316 番地 |

・協力歯科医療機関

- | | | | |
|------|--------|-----|----------------|
| ①名 称 | 大石歯科医院 | 所在地 | 八女市室岡 156 番地 1 |
|------|--------|-----|----------------|

13、緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡を行います。また居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にも連絡を行います。

14、施設利用にあたっての留意事項

- ・外出 : 利用時間内は、原則できません。
- ・飲酒・喫煙 : 飲酒は身体の状態が良ければ医師が許可します。喫煙は健康増進法の趣旨を鑑み敷地内禁煙です。
- ・火気取り扱い : 施設での火気使用はできません。
- ・設備・備品の利用 : 基本的に設備利用は基本料金に含まれます。
- ・所持品・備品等の持込み : 原則として備品の持ち込みはできません。持込を希望される場合は、利用者個人の管理とし、破損、紛失について施設は一切の責任を負いません。
: 補助具(入れ歯、補聴器、杖などの生活に必要な物)は持込可能ですが、利用者の管理とし、破損、紛失については一切の責任を負いません。
- ・金銭・貴重品の管理 : 現金および貴重品は利用者管理です。
- ・宗教活動や勧誘 : 禁止させていただいております。
- ・ペットの持ち込み : 禁止させていただいております。
- ・営利行為 : 禁止させていただいております。
- ・政治活動 : 禁止させていただいております。

15、非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火散水栓、避難用滑り台を設置しています。
- ・防災訓練 年2回

16、要望及び苦情などの相談

施設について要望や苦情等などの相談がありましたら、下記の専用窓口で受け付けておりますので、

遠慮なくご相談ください。相談担当者が詳しい事情をお聞きするとともに、内容、事実確認、状況及び対応方針を管理者に報告し、その指示を受けて速やかに相談事項の処理を行います。また施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

利用者が苦情申し立てなどを行ったことを理由に、何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(1) 相談担当者

(1) 相談担当者

相 談 受 付	管理課長	佐藤 文昭
	看護介護科長	坂本 幸子
	介護主任	原口 慎一郎
連 絡 先	電話:0943-42-3131	FAX:0943-42-3111

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

福岡県 運営適正化委員会	福岡県春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ6階(西棟) 電話:092-915-3511 平日 午前9時00分～午後5時00分
福岡県国民健康保険 団体連合会	福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話:092-642-7859 平日 午前8時30分～午後5時00分
八女市役所介護長寿課 介護サービス係	八女市本町647番地 電話:0943-23-2545 平日 午前8時30分～午後5時15分
福岡県介護保険広域連 合柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内 電話:0944-75-6301 * 広川町(福祉課)0943-32-1113 平日 午前8時30分～午後5時00分

* 他市町村の方へは、別途ご案内します。

17、記録の保管および開示

施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、利用終了後5年間は保管します。利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

18、故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な対応を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。利用者等及び保険者の指定する行政機関に速やかに連絡します。

19、個人情報の取扱いについて

施設とその職員は、公立八女総合病院企業団の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

20、身体拘束等

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を致しません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

21、賠償責任

施設のサービス提供中に、利用者の生命、身体、財産に対して、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償いたします。ただし、天変地異などの不可抗力による場合など施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また事故発生時に利用者に重大な過失があった場合は、損害賠償を減じることがあります。

賠償責任保険加入先：株式会社 自治体病院共済会
引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

22、介護現場における職員へのハラスメント防止

利用者及び利用者の家族等の禁止行為を次のとおりとします。

①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例: コップを投げつける／蹴る／唾を吐くなど

②職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例: 大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求するなど

③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)など

23、時間外延長利用について

利用できません。

24、契約書、重要事項説明書の変更について

介護保険法の改正などに伴い、契約書および重要事項説明書の内容が変更する場合があります。その際には変更した箇所を書面で交付し、説明などを行います。